令和2年5月13日(水曜日)

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提出議案の報告について

日程第 4 諸報告について

日程第 5 (町長提出承認第 1 号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 (町長提出議案第2号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 (町長提出議案第3号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 (町長提出議案第4号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 (町長提出議案第31号) 令和2年度上里町一般会計補正予算(第2号) について

(追加日程)

日程第10 上里町議会議長辞職許可について

日程第11 (選挙第7号) 上里町議会議長選挙について

日程第12 上里町議会副議長辞職許可について

日程第13 (選挙第8号) 上里町議会副議長選挙について

出席議員(14人)

1番 黛 浩 之 君 2番 髙 橋 茂 雄 君

3番 髙 橋 勝 利 君 4番 飯 塚 賢 治 君

5番 仲 井 静 子 君 6番 猪 岡 壽 君

7番 齊 藤 崇 君 9番 植 井 敏 夫 君

10番 高 橋 正 行 君 11番 納 谷 克 俊 君

12番 沓 澤 幸 子 君 13番 髙 橋 仁 君

14番 新 井 實 君

欠席議員(1人)

8番 植 原 育 雄 君

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君 副町 長 江 原 洋 一 君 教 育 長 埴 岡 正 人 君 総務課長 Щ 隆 君 田 豊田 貴 志 税務課長 実 君 総合政策課長 君 須 長 正 亀 くらし安全課長 間々田 亮 君 町民福祉課長 田 真 司 君 代 君 慶 君 子育て共生課長 飯 塚 郁 健康保険課長 及 Ш 高齢者いきいき課長 間々田 由 美 君 まち整備課長 相 馬 伸太郎 君 二君 産業振興課長 山 下 容 上下水道課長 根 岸 利 夫 君 君 島 学校教育課長 望 月 誠 学校教育指導室長 福 実 君 生涯学習課長 伊藤 覚 君 会計管理者 小 暮 伸俊 君

事務局職員出席者

事務局長宮下忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開会・開議

午後3時49分開会・開議

○議長(新井 實君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 これより令和2年第2回上里町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(新井 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、9番植井敏夫議員、10番高橋正行議員、11番納谷克俊議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(新井 實君) 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長(新井 實君) 日程第3、提出議案の報告について。 町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。 事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第4 諸報告について

○議長(新井 實君) 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席 を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(新井 實君) 日程第5、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) それでは、御提案申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う上里町税 条例等の一部を改正する条例について、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に より専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告をさせていただき、承認 を求めるものでございます。

このたびの改正は、令和2年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、上里町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な内容は、個人住民税に関して、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するための未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦、すなわち配偶者を亡くした女性及び男性でございますが、寡婦控除の見直しと固定資産税に関して相続に絡んで所有者が正常に登記されず、調査を尽くしても所有者が特定できない土地などについて、使用者がいる場合に、条例を整備して、使用者を所有者とみなして課税できるようにすること、並びにたばこ税の課税免除の適用に当たり、必要な手続の簡素化が図られたことでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条による改正でございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3でございますが、これらの条文は個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金受給者等の扶養親族申告書について規定したものですが、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するための未婚のひとり親に対する税制上の措置として、ひとり親控除が創設されたことに伴い、単身児童扶養者をひとり親に含めたため、扶養親族申告書の記載内容から単身児童扶養者である者の記載を削除する改正でございます。

次に、第48条でございますが、法人の町民税の申告納付について規定したもので、引用している租税特別措置法の改正による項ずれを修正するための改正でございます。

次に、第54条でございますが、固定資産税の納税義務者等について規定したもので、これまでは、第4項において災害等で所有者が不明の場合には、使用者を所有者として固定資産税課税台帳に登録し、課税するとなっておりましたが、これを登録する前に使用者にあらかじめ通

知して課税することができると改正するものでございます。

また、新たに第5項を追加しますが、その内容は、第4項の災害等の場合を除き、相続登記等が適正になされておらず、探索を尽くしてもなお所有者の存在が不明である場合に、その使用者を固定資産税課税台帳に登録し、あらかじめ通知して課税することができるとするものでございます。

次に、第61条及び第61条の2は根拠条文の項ずれを修正するための改正でございます。

次に、第74条の3は新たに追加する条文で、現所有者の申告について規定したものでございます。その内容は、登記簿等に登記または登録がされている所有者が死亡している場合における当該土地や家屋を使用している者を現所有者として、住所、氏名、個人番号など必要事項を申告させることができるとするものでございます。

次に、第75条は固定資産に係る不申告に関する過料について規定したものですが、さきに申 し上げた第74条の3の申告をしなかった場合にも過料の対象として追加するものでございます。 第96条はたばこ税の課税免除について規定したものでございますが、課税免除の適用に当た って必要な手続の簡素化を図るものでございます。

第98条は、第96条に1項追加となった項ずれを解消するための改正でございます。

第103条は、根拠条文となる第54条に1項追加したことにより生じた項ずれを修正するための改正でございます。

制定附則第6条及び制定附則第7条の3の2は、改元による改正でございます。

制定附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定したものでございますが、その適用期限を3年間延長するものでございます。

制定附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例と呼ばれるものでございますが、上位法であります地方税法の改正に伴い、各項における根拠条文が改正となっておりますので、町税条例を改正するものでございます。ただし、これらのうち旧第2項につきましては削除し、新第10項につきましては、特例割合を3分の2から4分の3に変更、また、新第16項は新たに追加となっております。

制定附則第11条、第11条の2、第12条、第13条及び第15条は改元による改正でございます。 制定附則第17条の2は、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る町民税の課税の特例について規定したものでございますが、その適用期限を3年間延長する 改正でございます。

制定附則第22条及び第23条は改元による改正でございます。

続いて、第2条による改正でございます。

第2条の改正は、令和元年上里町条例第6号の改正条例を一部改正するものでございます。

このたびの町税条例改正に伴い影響を受ける部分を改正する内容となっております。

最後に、附則の内容でございますが、第1条は条例の施行期日について規定し、令和2年4月 1日から施行としております。

第2条は町民税に関する経過措置について規定したもので、令和2年度以降の個人町民税について適用します。ただし、扶養控除申告書については、施行日以後に支払いを受ける給与及び公的年金等に係る申告書から適用となります。

第3条は固定資産税に関する経過措置について規定したもので、令和2年度以降の固定資産 税について適用します。ただし、わがまち特例に関する固定資産の取得期限は変更されました が、適用期限が残っているものについては、その適用期限は継続されます。

第4条から第6条は過去の改正条例について改元対応をするための内容となっております。 以上で上里町税条例等の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。慎 重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 1点質問させていただきます。

固定資産税のところなんですけれども、所有者が不明なものがどのぐらい上里町にあるのか、 そして、実際所有者は不明であるけれども家屋等を使用している実態というのはどのぐらいつ かんでいるのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長(新井 實君) 税務課長。

〔稅務課長 須長正実君発言〕

○税務課長(須長正実君) 沓澤議員の質問に対して御説明申し上げます。

所有者不明の土地がどのくらいあるのかということでございましたけれども、今のところとりまとめたデータはございませんが、相続人が途絶えてしまったり、相続人がいても負債があって全員放棄してしまったりという固定資産は幾つか存在します。

所有者が町内の方の場合はまだいいんですけれども、土地利用ニーズは低下しておりますので、町外の方が亡くなってしまうと未相続になる可能性が多くて、相続人を調査するのが非常に難しくなっている現状がございます。こうしたことがございますので、今後に備えて地方税法に従って条例改正をしたものでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(新井 實君) 日程第6、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う上里町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例の施行について、令和2年3月31日に地方自治法第179条 第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させてい ただき、承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の 拡充を図るため、令和2年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

それでは、改正内容を順次御説明申し上げます。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したものでありますが、第2項で医療給付費分課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げる内容のものでございます。

次に、第20条は国民健康保険税の減額を規定したものです。

第2号で国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の 算定における被保険者の数に乗ずべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げる内容のもの でございます。第3号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる 世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額を51万円から52万円に引き上 げる内容のもので、いずれも地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に、改正条例の附則について説明を申し上げます。

第1条は新条例の施行期日について規定したものでございまして、令和2年4月1日から施行 としております。

第2条は改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、 改正内容を令和2年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。 慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

- ○12番(沓澤幸子君) 総額で3万円の引上げという、今、国民の暮らしが本当に大変なときに、とんでもない値上げになるんだなというふうなことを思うわけなんですけれども、上里町ではこの対象者、いずれもどのぐらいあるのか、お願いしたいと思います。
- ○議長(新井 實君) 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長(須長正実君) 沓澤議員の御質問に対しまして御説明申し上げます。

この改正によりまして影響を受ける世帯ということでございますけれども、令和2年度の税額につきましては、7月1日の課税に向けて現在計算中でございますので、参考数字となりますけれども、町への影響について令和元年度3月時点の数字で比較した結果、限度額引上げによって、それを超える世帯は35世帯から2世帯減りまして33世帯となります。この限度額引上げによる影響額は約75万円ということで試算してございます。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでありますけれども、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分したことに反対であります。

上位法に基づいて、同じに合わせていくという考え方だとは思うんですけれども、それは自 治体によっては据え置いたりすることも可能だと思うんです。そういう中で、今本当にコロナ のことも関連して生活が大変になってきています。

上里町は、国保の国の締め付けなどによって、税条例そのもの自体も若干4月から変えて負担増になってきています。そこでまた新たに上限の引上げということでありますけれども、全協での説明では、中間所得層の負担を低く抑えるために高額所得者の方に負担をお願いするんですよという説明でありましたけれども、高額所得といいましてもそんなに優雅に生活、1,000万円以上とか2,000万円以上とか、そういうことであれば私も反対ではないですけれども、そうじゃないんです。所得に対して99万円というのはあまりにも負担が重過ぎる。

特に、上里町の国保加入者の中では、うんと高額というところがそれほどないわけなんです。ですので、この負担の引上げが、33世帯といえども大変苦しめることになるんじゃないかなというふうに思います。さらに、5割軽減、2割軽減の方々の限度額も上がっていきますので、その辺に関しても非常に酷な話だなというふうに思いまして、反対としたいと思います。

○議長(新井 實君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(新井 實君) 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(新井 實君) 日程第7、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う上里町税条例等の一部を改正する条例について、令和2年4月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、厳しい状況に置かれている納税者に対して緊急に必要な税制上の措置が講じられることとなり、令和2年4月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、税の徴収に関して徴収の猶予制度の特例を設けるものでございます。

また、個人住民税に関して、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のためにイベント等を中止した事業者に対して、払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の対象とするもの、さらに、住宅ローン控除に関して、所得税に関して住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられた場合に、所得税から控除し切れなかった額を個人町民税から控除するというものでございます。

また、固定資産税に関して、厳しい経営環境に直面している中小事業者に対して、固定資産税のうち償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するものでございます。

また、軽自動車税について、環境性能割の臨時的軽減措置を延長する内容となっております。 それでは、条文ごとの改正内容について順次御説明申し上げます。

まず、第1条による改正でございます。

附則第10条、これにつきましては、これは読替規定でございまして、適用すべき条文が変更 になっているために改正するものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、固定資産税の俗にいうわがまち特例について規定したもので、第18条を新たに追加する改正となっております。これまでも中小企業の生産性向上の実現に向けた設備投資に対して償却資産を軽減する特例は第15項で定めがありましたが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、事業用家屋と構築物を軽減の対象に追加するものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定したものですが、

消費税率の引上げ時に駆け込み需要の反動減を抑制するために設けられた環境性能割の1%軽減について、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止による自粛期間を考慮して、適用期間を6か月延長するものでございます。

次に、附則第24条でございますが、新たに追加する条文でございます。新型コロナウイルス 感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について規定したものですが、各種イベントや営 業の自粛などによって多くの事業者の収入が減少している現状を考慮して、現行の申請による 徴収猶予の制度を活用し、令和2年2月から納期限までの間、1か月以上の期間において収入が およそ20%以上減少した場合に、地方税の徴収を無担保で1年間猶予するという特例を規定す るものでございます。

続いて、第2条による改正でございます。

第2条の改正は、第1条の改正と施行日の違いによって分けております。

まず、附則第10条及び附則第10条の2でございますが、上位法であります地方税法の改正により根拠条文が変更となるために改正するものでございます。

次に、附則第25条でございますが、新たに追加する条文でございます。新型コロナウイルス 感染症等に係る寄附金税額控除の特例について規定したものですが、新型コロナウイルス感染 症蔓延防止のためにイベント等が中止となり、その入場料金や参加料金の払戻しを受けられな かった場合に、個人町民税の寄附金控除の対象になるというものでございます。

次に、附則第26条でございますが、これは新たに追加する条文でございます。新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定したものですが、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合に、個人住民税からも控除できるように控除期間を延長するものでございます。

最後に、附則の内容でございますが、条例の施行期日について規定しており、第1条の改正 は公布の日から施行、第2条の改正は令和3年1月1日から施行としております。

以上で上里町税条例等の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。慎 重御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(新井 實君) 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(新井 實君) 日程第8、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 続いて、御提案申し上げました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

去る令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更が閣議決定され、4月30日、国会において補正予算が成立いたしました。これに伴いまして、上里町におきましても直ちに特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務に取りかかる必要が生じましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日に令和2年度上里町一般会計補正予算(第1号)の専決処分を行ったものでございます。

内容といたしましては、まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億4,867万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,647万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は31億4,866万9,000円の増額補正となり、主な内容は、 特別定額給付金及びその給付事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金及びその給付事業 費補助金などの増額となっております。

款20繰越金は2,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして31億4,867万1,000円を追加し、119億7,647万1,000円と するものでございます。

次に、歳出でございます。

款2総務費は31億541万5,000円の増額補正となり、特別定額給付金事業に係る給付金などの 増額となっております。

款3民生費は4,325万6,000円の増額補正となり、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る 給付金などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして31億4,867万1,000円を追加し、119億7,647万 1,000円とするものでございます。

以上、専決処分をいたしました一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重御 審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で詳細を御説明申し上げます。

○議長(新井 實君) 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補 足説明〕

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

[7番 齊藤 崇君発言]

○7番(齊藤 崇君) このA3の今、総合政策課長が説明したところの主な歳出の欄、1つ目の大きいくくりと下の子育て世帯への臨時特別給付金のところも同じなんですけれども、事務費のところで、恐らく今回このコロナ関係の作業において、会計年度任用職員をコロナの作業において新たに募集というか、会計年度職員を募集してのこの考え方でいいのか。

ホームページを見ると、何かそんなような記事がちょっと載っていたので、このコロナに関する作業が多忙になるというような認識で私は理解していたんですけれども、そういう意味でこの会計年度任用職員給与とか手当というふうなものは考えてよろしいのかどうか、答弁願います。

○議長(新井 實君) 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長(豊田貴志君) 齊藤議員の御質問につきまして説明をさせていただきます。 御指摘のとおり、こちらの各種給付金事務につきます会計年度任用職員につきましては、今 後の業務体制につきまして、滞りなく迅速に事務が進むように備えまして、会計年度任用職員 の採用ということの可能性があるということで計上させていただいているものでございます。

現在、特別定額給付金のほうの事務を進めておりますが、現在の体制といたしましては、現在の正職員のほうで今事務のほうには取りかかっております。今後の状況次第で採用もあり得るということで計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長(新井 實君) 子育て共生課長。

[子育て共生課長 飯塚郁代君発言]

- ○子育て共生課長(飯塚郁代君) 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。 子育て世帯の臨時給付金につきましては、今週数人ほどの応募もありまして、5月20日以降、 具体的な事務に入れるような形で先行させていただいて準備を進めているところです。 以上です。
- ○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

- ○3番(髙橋勝利君) ちょっと先ほど全協のときにうっかりしてしまったんですけれども、 給付金について、ドメスティック・バイオレンスについてどんな配慮をしたのかというのはホ ームページには書いてあるんですけれども、証拠というんですか、何というんですか、配偶者 からそういう受けている書類の添付が必要だというふうになっているんですけれども、町のほ うではその辺のところについてどのように対応したのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(新井 實君) 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

〇総合政策課長(豊田貴志君) 髙橋勝利議員の御質問につきまして説明をさせていただきます。

ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDV被害者の方への対応につきましては、国を通じまして対応の扱いというのが指示されております。具体的には、いわゆる被害者の方、避難者の方から申出期間といたしまして、具体的には4月24日から4月30日の間に申出期間ということで申出をしていただきまして、その後、避難先の自治体といわゆる住民票のある自治体、こちらの自治体間の調整期間というものが、こちらは各該当の都道府県を通じまして5月1日から5月8日まで、その調整期間というのが設けられた次第でございます。

基本的には、避難者の方に確実に給付金を届けるということで、避難者の方からの申出がなされまして、避難先の自治体なり住民票のある自治体からの情報を待ってからでないと振り込

むことができないという、避難者の方への安全性、あとは確実な給付ということの取扱いが定められている次第でございます。

具体的には、配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていることですとか、婦人相談所による保護に関する証明書が発行されている等の要件を満たしていただいた方につきまして、 こちらとしても対応させていただいている次第でございます。

適正な受給対象者にいち早く給付金を届けるためということで、細心の注意を払い、今後も 事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(新井 實君) 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

- ○3番(髙橋勝利君) ちょっとしつこいんですけれども、窓口で受け付けするんですけれど も、一般的な窓口で受け付けというのは心配ないんでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 総合政策課長。

以上でございます。

[総合政策課長 豊田貴志君発言]

○総合政策課長(豊田貴志君) そちらのDV被害者の方にということでございますか。

基本的には、今申し上げた期間は当初定められていた期間ということではございますが、随時、窓口にいらっしゃらなくても、当然感染防止の観点から、町のほうに御連絡をいただきまして、随時そういったお申出のほうは受け付けをさせていただいている次第でございます。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第9 町長提出承認第31号 令和2年度上里町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(新井 實君) 日程第9、町長提出議案第31号 令和2年度上里町一般会計補正予算 (第2号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました議案第31号 令和2年度上里町一般会計補正 予算(第2号)について御説明を申し上げます。

令和2年度上里町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるといたしまして、まず、その第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,822万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億4,469万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款19繰入金は6,822万7,000円の増額補正となり、財政調整基金繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして6,822万7,000円を追加し、120億4,469万8,000円とする ものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は856万4,000円の増額補正となり、ひとり親家庭等応援給付金事業に係る給付金 などの増額となっております。

款 6 商工費は5,370万円の増額補正となり、町内商工業者応援給付金事業に係る委託料給付金の増額となっております。

款8消防費は361万円の増額補正となり、災害対策事業消耗品費の増額となっております。

款9教育費は235万3,000円の増額補正となり、ひとり親家庭等応援給付金事業に係る給付金 などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして6,822万7,000円を追加し、120億4,469万8,000 円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で詳細を御説明申し上げます。

○議長(新井 實君) 総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補 足説明]

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

[7番 齊藤 崇君発言]

○7番(齊藤 崇君) ただいま詳細説明いただきました。

全協でもちょっと私申し上げたんですけれども、まず、災害対策事業のくらし安全課に関するところ、一言で言えばやはり緊張感とかスピード感がないということです。

それと、その下のひとり親家庭等応援給付金事業、これはひとり親という家庭、世帯というか、いろいろな角度で行政のほうも支援、バックアップしていると思うんです。なぜここでひとり親に特化するのか。例えばもっと範囲を広げて考えると、障害児を抱えている家庭だとか、いろいろなハンデを持っている家庭というのがあると思うんです。ここでなぜひとり親家庭だけなのか。だったら平等に、県内というかほかの自治体でもありましたけれども、1人10万円の給付金を国が支給するというのに、自治体によってはそれに一律やはり、町民だか市民だか分かりませんけれども、2万円プラスして支給するというふうな自治体も中にはあったような気がします。こういうことはやはり大事なことかもしれないですけれども、やはりそこだけに目をつけるというのもいかがなものなのかなと。

先ほど申しましたように、ひとり親だからといって、母親だけとか父親だけというハンデがあるわけですけれども、そういう意味では、平常時から行政等支援の手を差し伸べているんじゃないかというふうに思います。ですからこれを、要するにもう少し範囲を広げることができないのかなということでお尋ねしたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長(新井 實君) くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長(間々田亮君) 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

こちらの内容につきましては、対策会議を重ねる中で、町独自として町民の方に何か御支援ができないかというところで、各課でアイデアを出し合った中で、また、自分の課としまして 避難所に、今までは平時を想定した避難所での装備だったわけですけれども、現在の状況を踏まえまして、コロナ感染症に対応できるようにということで考えて、今回緊急的に補正で計上 させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長(新井 實君) 子育て共生課長。

[子育て共生課長 飯塚郁代君発言]

○子育て共生課長(飯塚郁代君) 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回このひとり親家庭等応援給付金を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大 に伴って、議員の先生方も御存じのとおり、保育園、学校等の臨時休業や保護者の家庭就業環 境など、町民の方の生活の影響が懸念をされているところです。

上里町では独自にそこに目をつけまして、ひとり親家庭の負担が大きいだろうということで、 医療費の受給を受けている保護者及び就学援助受給世帯の方に対して経済的な負担の軽減を図 るために対象者を決めたところです。

以上です。

○議長(新井 實君) 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 齊藤議員からひとり親家庭についての支援について御質問がありましたけれども、他の自治体でもひとり親家庭に対しての支援というものに取り組んでおりまして、例えば私が報道で知った限りでも、戸田市ですとか志木市、新座市、久喜市、白岡市、北本市、鶴ヶ島市等支援をしておりまして、やはり一人で育児と、そしてまた仕事を両方担っておられるというのは非常に厳しいものがありまして、中でもサービス業ですとか飲食業ですとか、非常に雇用関係も不安定な中で取り組んでおられるということでして、町としてはまずそこのところに着眼して支援をしていったらどうかということで検討し、実施しようとしているものでございます。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 副町長からの話、ちょっと補足しますと、今回は緊急施策パッケージということであります。ひとり親家庭が本当に、仮に仕事を失っているかもしれない、そういうところも含めて、まず町が支援して安心感を与える、私はそれが子育て、こういう若いひとり親家庭について大事かと思って、先ほど全協で話しましたように14件出ています。全体にあまねく支援をするのも必要じゃないかというのも提案も受けています。緊急ということでこういう安心感を与えたい、そういう思いでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長(埴岡正人君) この項目の一番下に学校教育課の欄がありますが、ひとり親家庭等というところでひとり親が目立ってしまっているんですが、学校教育のほうでは、御両親がおそろいでも家庭の収入が十分でない家庭に対して就学支援を行っております。そういう家庭につきましても援助をするということで、子育て共生課のほうと学校教育課のほうと2つに分かれて行っているということで、いろいろなところを見ながら、学校に通っている子どもたちの家庭を鑑みてこのような形、名称はこういうひとり親というのが出ていますが、収入の低い家庭に対しても援助しているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

3番髙橋勝利議員。

〔3番 髙橋勝利君発言〕

○3番(髙橋勝利君) 町内商工業者の関係なんですけれども、休業をしたという証明が必要だと言われている人がいるんですけれども、それをうっかりしなかったということの業者の扱いはどうするのか。しっかりそういうのを見ている業者は、入り口のところにしばらくの間休業いたしますとか、この期間は休業いたしますと、こういうふうに表示しているんですけれども、そういう表示をしなかったのは証拠にならないから駄目なんじゃないかなという、そういうような意見も寄せられているんですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長(山下容二君) 髙橋議員の御質問に説明させていただきます。

休業補償は埼玉県のほうで取り組んでいる事業がございまして、そちらの中で、休業の証明 等をつけて20万円、県内に複数ある場合には30万円と、あるいはいろいろなさらに追加でいろ いろ議論がされているようでございますが、そういった中では休業のものが必要となります。

今回町のものは、売上高の減少に着目しまして15%ということですので、確定申告の関係の 月ごとの証明のほうをつけていただくような形になりますので、様々な国等の持続化給付金等 がございますので、是非いろいろな、分かりづらいと思いますので、いろいろこちらに御相談 いただければと思います。

以上です。

○議長(新井 實君) 通告いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ時間を延長いたします。

会議を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) もう一度質問させていただきます。

ひとり親のところです。これ資料を見ると385世帯ということで、医療費受給者275、それから就学援助制度受給者が110と。それで給付額は1世帯というふうでいいわけですよね、3万円ということですが、まず一つ疑問に思うのは、たぶんこれ一回こっきり、一過性の給付金だと思うんですよね。先ほどその説明してもらったんですけれども、そんなにそういう着眼点がここに来るのであれば、3万円ぐらいでどうなのかなというところなんです、一つは。

それと、受給意思がない場合は申出制を検討中とあるんです。これがちょっとまたひっかかるんですけれども、1万円ずつ国の施策でやるのはもう申込み、申出等要らないよというんだけれども、町でやる施策のひとり親云々は、今言ったように意思がない場合の申出制を検討中と、もっと簡単に言えば、申出がなければあげませんよというふうに理解していいんだと思うんだけれども、そういう扱いでいいんですか。

○議長(新井 實君) 子育て共生課長。

[子育て共生課長 飯塚郁代君発言]

○子育て共生課長(飯塚郁代君) 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

国のほうの臨時給付金、それから町の単独の給付金につきましても、こちらの給付金につきましては、言ってしまうとプレゼントみたいなもので、贈与になります。法的な性質が贈与に当たるものなので、こちらがこういった給付を差し上げます、それについて要らないですという拒否の期間というのを設けることになっております。それなので、1週間から2週間程度その拒否をいただく時期を設けまして、それ以降、ない場合には振り込ませていただくという形で数字分ほうを出す予定になっておりますので、そちらのほうの確認する作業は一応準備としてはしております。

以上です。

○議長(新井 實君) 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長(豊田貴志君) ただいまの御質問につきまして、3万円で足りるのかというところでございますけれども、こちらも当方の財政事情等と、あとは他市町村さんの取組等も鑑みさせていただいて、そこに勘案しまして3万円というところを決定させていただいております。

今後も当然ながら、こちらもまずは3万円というところではございますけれども、ここ以外 の部分につきましても、こちらのいただいた意見を踏まえながらまた検討を、必要であれば町 としても検討していく必要はあるかとは思いますが、まずこちらの3万円ということで御理解 願えればというふうに考えております。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。 11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 11番納谷です。

何点かお伺いしたいと思います。全員協議会でも同様の質問をさせていただいたんですけれ ども、ちょっと切り口を変えたいなと思います。

緊急ということですね、この緊急施策パッケージということで、今なるべく少しでも町民の皆様に安心して生活をしていただきたいということで、できることをやってきたというのは高く評価しているところでありますが、先ほど来、全員協議会でも、また同僚の質疑の中でも、ほかにも全部で14検討している中で4つだということであったと思います。ここで具体的に14というお話がありましたので、検討する中でのほかの10の代替案といいますか、他の検討内容が、差し支えなければ、どのようなものだったのかというのが1点目のお尋ねでございます。

2点目であります。再三御説明の中で、職員さんからアイデアといいますか施策を募ったというお話でありますが、今皆様も報道とかSNS等でも感じていると思うんですけれども、地方自治体の首長さんのリーダーシップというのが非常に問われて、見識が問われているのかなと思っているところであります。

その14の案につきまして、職員さんからのアイデアを募集したということでありますが、逆に言うならば、3万1,000人弱の町民の生命、財産を預かる町長、また副町長、執行者として、逆にどのような、例えばこういった案を出して、これに対してどのような財政的な負担があるのか、また、それにとってどれだけのデメリット、B/Cという言い方はおかしいかもしれませんが、コストに見合うメリットが得られるのかとか、そういうことを検討する案が、じゃ、14の中に幾つあったのか。全てボトムアップだったのか、ボトムアップとトップダウンのバランスというのは非常に重要なところでありまして、全てトップダウンであれば、もちろんもっと違う案がここにあるのになということもあるでしょうし、全て、じゃ、職員さんに投げてしまって考えろというのも、それもトップとしての職責としてどうなのかというところがありますので、その辺が、答えられる範囲で結構でございますので、答弁いただければなと思っているところでございます。

次に、町内商工業者応援給付金事業というところでありますけれども、こちらも商工業ということで、なるべく迅速にということで今回出てきたと思うんですが、商工と限っておりますけれども、ほかにも、例えば給与所得者であっても所得が激減するだとか、農業の方でも、例

えばお弁当屋さんに食材とか卸していたのに、それがみんなキャンセルになってしまって、会社の給食だとか学校給食だとか、そういった部分で納品できなくなってしまって所得が減ってしまっているだとか、ほかの産業、商工以外、農林水産業ですか、くくりで言えば、とか給与所得者であったりしても大幅な所得の減ということが考えられると思います。

今後第二弾、第三弾の中で検討はされると思っておるところでありますけれども、そのような議論は、商工に限らずの議論はされたのかというところが2点目でございます。

また、同じくこの商工の関連の給付金事業のところでありますが、今回商工会に事務費含めて5,370万円の委託ということでありました。先ほど事業者数等々の関係は伺ったところでありますので、あえて今回なぜ商工会に全面に委託にしてしまったのかということです。

町長日頃より商工観光に力を入れるということをおっしゃって、特に観光ということで、今回係については産業観光係でしたっけ、ちょっと名称が4月から変わったと思うんですが、私はその係名から商工が消えてしまったのはちょっと残念かなと思っているところではあるんですけれども、ややもすると町の商工関連の事業というのが商工会に、悪い言い方をすると丸投げのように感じてしまうところであるところでございます。

商工会に関して、もちろんこれ商工会長や事務局長等交えた中での協議の中で受けていただくということになったと思うんですけれども、国の持続化給付金であったり埼玉県の中小企業個人事業主支援金の事業であったり、様々な制度融資等で商工会もかなり事務負担が重くなっているのかなと思うんです、問い合わせ等もある中で。であるならば、私はここで他の国の給付金事業と同様に町で、産業振興課でしっかりと責任を持って給付まで行っていくというのも手だったんじゃないかなと思うんです。その辺についてはどのような議論があったのか、もう最初から商工会委託ありきで議論が進められたのかというところで、3点ほどお伺いしたいと思います。

○議長(新井 實君) 副町長。

[副町長 江原洋一君発言]

○副町長(江原洋一君) 最初の14ということですけれども、町長が申し上げた14というのは、こんなにアイデアが出てきたということで14と申し上げているわけで、一つ一つがもう1番、例えば何かあって、それが固まっていると、2番、同じような純度でこれも固まっているというのではないです。1番のものをさらに掘り下げていけば、それは3つも4つも分かれるものがあるでしょうし、2番目のものについては、これは1つで終わり、3番目のものについてもっと掘り下げていけば、これは4つに分かれるということで、14が何であるかということは申し上げても意味がないと思いますし、14というのは、こんなに意欲的に職員といいますか各課が考えて出てきたと、それを引き出すのが町長のリーダーシップですから、やはりそれだけこ

んなに真剣に考えて出てきたよという例示で町長が14と申し上げた、こういうことでございます。

○議長(新井 實君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長(山下容二君) 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず、1つ目が農業以外の業種等というところでございます。確かに今回どういった形でどういった業種をターゲットにしていったら、あるいは迅速に渡せるのかということで議論はされたところです。例えば農業に関して申しますと、こちらの課、農政も持っておりますが、全体的に落ちているというよりは、家庭消費が伸びていて、豚肉、鶏肉とかキャベツとか白菜とか、あるいは日持ちする野菜などは非常に好調ということ。一方、皆さんも新聞紙上等で、外食産業に関連する牛肉だとか贈答向けのお花とか、そういったものは非常に影響を受けているということでございます。

こういった中で、ただ農業関係は本来持続化給付金の該当にも今回なっております。ほかの業種についても今回は持続化給付金の該当にはなっているというところがございます。そういった中で、また農業は制度資金のほうも特にセーフティーネット関係、農業に特化した、あるいはスーパーL資金であったりとか、そういった部分も充実しておりますので、これについてはもう少し状況を見ながら、JAさん、あるいは農業者等と相談しながら、今後の情勢を見ながら検討していったらどうかなということで考えております。

それ以外の業種についても、今おっしゃったように、個人事業主や非正規職員等々それぞれひとくくりにするのが難しい、学生さんだったり主婦とかそういった部分もございまして、それぞれが必要としているものが産業振興課でやる資金援助なのか、あるいは生活支援的なもので違ったセクション等でするものなのか、そういった部分も勘案して検討していく必要があるだろうということで、今回については緊急性ということで、商工業者ということで特化してやらせていただいたところであります。

それと、商工会の委託についてでございます。商工会については、ありきというよりは、今回町で制度設計をするに当たっていろいろな形でヒアリングをしていった中で、商工会さん等ともヒアリングをさせていただきました。その中で何が一番皆さんに求められているのかというところを確認したところ、商工会さんの、ひとつ一緒になって町の商工業の振興を協力していきたいということで、今回の事務について一役買っていただけるという話になったわけでございます。

商工会さんは、特に商工会法に基づきまして県知事の認可も受けているというところもございます。それと、会員数も上里町にとってみれば非常に多くの方がいらっしゃるということで、

皆さんにとって身近な存在ではないのかなというところも一つありました。また、今、先ほど納谷議員からもお話あったように制度資金等の窓口もやっております。今回で言えばコロナウイルス感染症の資金繰りなどの相談も受けているようでございまして、情報収集や相談など支援につながるようなケースもできるのではないかというところもございました。

そんな形の中で、商工会さんにこのたびは迅速性というところで、当然今回商工係、商工のほうも何もしないわけではなくて、制度設計一緒に検討させていただきました。あるいは実際の給付金の給付はこちらでお金を振り込み等の事務はやらせていただくことになります。そんな形で両輪でやっていければなというような考え方で考えております。

以上です。

○議長(新井 實君) 11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 11番納谷です。

細かい御説明ありがとうございました。

本当に大変時間のない中で、限られた中で、人も限られた中で一生懸命やっていただいているなと思っているところでございます。

先ほどちょっと質問を漏らしてしまって誠に申し訳ないんですけれども、今回の補正の財源が全て財政調整基金繰入金ということであります。全協の中でも御説明いただいたところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の交付限度額が、町は1億111万9,000円示されたということでございます。

そこで、見通しとしてお伺いしたいわけですけれども、今回この計上された事業がこの事業スキームで全てこの交付金の対象になるという見込みがあるのかということと、見込まれた場合につきましては、もちろんまだ交付限度額までの差額があるわけであって、これが例えば第二弾、第三弾というのも併せての事業計画ということで取りまとめていかれるのかということ、さらには、交付金対象となれば財源補正が今後あるのか、当然あるとは思うんですけれども、財源補正という形になってきて、さらに今後のコロナウイルスの感染の状況、また自粛とか経済に与えるインパクトによっては町独自、今回の補正のように財調を投入して、ここで町の経済をしっかり住民の暮らしを守っていくんだという考えにつながっていくという意味での財源といいますか、歳入歳出予算ということでよろしいんでしょうか。

○議長(新井 實君) 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 納谷議員から御質問があったとおりでございまして、とりあえず財 政調整基金を財源として使っておりますけれども、先ほど全協で課長から説明申し上げました ように、交付金について内示がございまして、ただし、これは企画先行型でございまして、企画を認めていただいて、計画を認めていただいて初めてつくというものでございます。

町とすれば、今回緊急のパッケージでまとめたものについて、これ御認定いただけるだろうと自信を持っているわけでございますけれども、それに先立ちまして財調を使って組ませていただいたということでございます。認めていただければ当然財源構成などをしまして、また財調についてはまた新たな財源といたしまして必要な対策を打っていく、そういうことにも使っていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長(新井 實君) 暫時休憩といたします。再開は午後5時25分からといたします。よろしくお願いします。

午後5時9分休憩

午後5時25分再開

○議長(新井 實君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) 今回のコロナ対策について、各課がアイデアを出したということであると思うんです。私に言わせますと、アイデアというより対策というふうに私は捉えていたんです。そんなに変わらないと思うんです。

本来こういう案件というのは、庁舎、それから議員も含めて全部でいい答えを出していく、こういうことが大事だと思います。それが町長と副町長が決めてしまったからこれに従えと、こういうやり方は民主的ではないんです、本来は。やはり町のトップは庁舎の各課が該当してくるわけです。全然関係しない課もあると思うんです。そういった課にどう考えているかということを上が出させると。各課でその対応を考えると。考えたものを課長がまとめて上へ出すと。こういうやり方というのが一番ベターだと思っているんです。これはもう町長の間だけでものがみんないってしまうなんてしてしまったら、各課なんか要らないんです。やはりこれだけ世界中です。今回は日本だけの問題ではない、上里町だけの問題ではないんです。世界中でこの感染が問題になってしまっているわけです。それについて町としてどうやれば町民の負託に応えられるかということが大事だと思うんです。

齊藤議員のほうからも、同僚議員のほうからもお金のことについて出ています。本当は私の

考えは、ほかの予算を潰してまでこれに充ててもいいんじゃないかと、そういうふうに思っていました。でも、これは予算の組替えをみんなしなくてはならないといえば、補正予算等を組んでいかないとできないというふうに思っているんです。

いろいろ同僚議員からこのアイデアについても出ましたけれども、各課にやれば、14件というのは大体1課に2件ぐらい出した計算にはなると思うんです。偏ったかどうかというのは聞かなくてもいいんです。全課に配布したわけだから、案を出してくれということを考えれば、各課平均でそれぞれのことを練って町長に上げたと私は理解しておりますので、この問題についてはやはり我々議員も理解して、やはり町民のためにどれだけ最善の努力ができたのかということが一番大事なんです。これ町民みんな見ていますからね。髙橋議員、幾ら出るんですか、ああそうですか、できればもうちょっと欲しいけれども、今町がそんなにお金ないんでしょうと、こういう声も聴きました。だから、必要最小限度のお金は今回町が組んだなというふうには私は理解しております。

今後やはりこれだけの問題じゃなくて、台風の問題がシーズンになってくるわけです。そういうときもやはり各課を挙げて、庁舎を挙げて対策を練れば間違いなんか出てこないんです。 そういうことでこの経験を生かして、次のそういった来るべき案件が出たときに対応で、みんなで考えるという形をつくっていくことが一番大事だなというふうに思いますので、私のほうの意見は述べさせてもらいます。

- ○議長(新井 實君) 3番髙橋勝利議員に申し上げます。 ただいま質疑の場でありますので、質問をお願いします。 ほかにありませんか。
 - 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) 大変失礼しました。

質疑というのは、どこまで、先ほども出ましたけれども、そういうことを検討したかという ことは一番、ここに課長さんみんないますから聞きたいんです、逆に。何件出たというのでは なくて、どういうことを話し合いをしたのか、個人だけでやったのかということをちょっとお 聞きしたい。

○議長(新井 實君) 総合政策課長。

[総合政策課長 豊田貴志君発言]

○総合政策課長(豊田貴志君) 髙橋勝利議員の御質問につきまして説明させていただきます。 検討の経緯につきましては、4月24日の庁内のコロナ対策会議につきまして、庁内各課から 寄せられましたアイデアをこちら集約させていただいて、内部の会議にて諮らせていただいた というところが大きな流れでございます。

寄せられたものというのは多種多様なものがございまして、先ほど副町長説明いたしましたように、具体的にアイデアレベルというところもございますので、個別の説明ということではなかなか伝わりづらい部分もあろうかと思いますけれども、個人を対象にしたものとか中小企業を対象にしたものとか、各方面のどういう対象がいいのかとか、実施時期はどうなのかとか、そういう議論を尽くした中で、今回はあくまで緊急的に迅速に給付できる支援策というようなところを中心に、緊急性を重視したというところで施策を決めさせていただいたという経緯がございますので、御理解願えればというふうに感じております。

説明は以上でございます。

○議長(新井 實君) 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長(飯塚郁代君) すみません、先ほどの齊藤議員の御質問で、ちょっと追加 のほうをさせていただきたいと思います。

受け取りの拒否ができる、できないという話があったかと思うんですが、こちらに関しまして少し補足をさせてください。

今回なるべく早く支給したいという観点から、申請をしないで支給するという形を2つの給付金についてはさせていただきます。そういった場合に、こちらが勝手に支給しますということではやはりまずいわけだと思うんです。なので、受け取る側も受け取りますという、しっかりそういった意思表示を確認する必要があるということで、この性質自体も贈与契約というふうな民法上の言葉はあるんですが、それをもって受け取り拒否をする期間をしっかり設けて、相手方の意思もしっかり確認した上で支給をするというふうな形になっております。

以上です。申し訳ございません。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 11番納谷です。

時間も超過しているところで簡単にさせていただきたいと思います。

御提案されました町長提出議案第31号 令和2年度上里町一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場でございますので、手短に討論させていただきます。

今回御提案されました補正予算につきましては、歳入面につきましては全て財政調整基金の 対応ということで、歳出につきましては先ほど議論されたとおりであります。本当に限られた 時間、また予算、マンパワーの中で、できるだけ迅速に素早く住民の方に給付できる内容とい うことで、これから詰めるべきことは多々あるかとは思うんですけれども、非常によくできた 内容かなと思っております。

また、急ぐ内容でもあるにもかかわらず、早い段階での臨時議会を招集いただきまして、しっかりと議会の場で議論をされたというのは非常に評価するべきことだと思います。他の市町を見る限りでは、こういったことに対する専決処分をされているところもあったようでございます。しかしながら今回は非常によかったのかなと思います。

この議案審議の中で様々な意見もありました。また、今後国・県でもこれから新たな施策が出てくるのかなと思っております。そういったことも見極めながら、また町の財政状況も勘案し、今後第二弾、第三弾とコロナが長期化することによって新たな補正予算を組むことになるかなと思います。ただ、その中で一つだけ、賛成ではありますが、今後長期化する中で、職員の負担等も考え、できるだけ国・県の施策を見極めて、一緒にそれに乗って給付等できるものがあれば事務軽減のためにもそうやっていただきたい、そういうことを申し添えまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) 一般会計補正予算(第2号)、一部反対の討論をさせていただきます。まず、時間も押し詰まっていますが、災害対策事業のところ、一言で言えば、先ほども言ったように緊張感、スピード感がない。要するに、これ緊急施策パッケージというふうに銘打っているわけです。それなのに、先ほどの全協のときも答弁ありましたけれども、令和2年度予算で要求した物品がまだ手元に届かないというふうなありさまです。別に職員を私は責めているわけではないんですけれども、やはりこういった、いつこのコロナ騒ぎをやっている中で災害、また自然災害が重複するような形で発生するかもしれません。そんな中で、結局この体温計等もろもろの物品を調達しようとしているんですけれども、どの程度カバーできたかというか、何%カバーできているのか、そういうところもはっきりもしていません。そういうことで、これに対しては反対といたしたいと思います。

それと、次のひとり親家庭と、これについても一言で言ってみれば、私も再三申し上げているように不平等。結局児童・生徒、学校が休校に追い込まれているわけです。もう2か月近くになるんですけれども、こうなると、両親そろっている家庭においても、多子世帯というか、

複数の子どもを抱えている家庭もあるわけです。ということは当然食費もかさむ、そういう観点から考えたり、先ほど申しましたように、もっと広い視野で見た場合に、障害者を抱えている家庭もあるわけです。そういった観点からこれは不平等じゃないかなと。

先ほどの答弁の中で、できる限りの3万円ということに対して原資に限りがある。それはやはり財調基金を活用すれば何とかなるんじゃないか。国の借金を見てください。千百何兆円ですよ。今回だってみんな赤字国債でしょう、ほとんど。というふうに考えれば、町の財政が云々というよりも、やはりこの緊急事態、緊急パッケージを組むのであれば、やはりそういったもっと高度なボリュームのあるものを考えていただきたい。

それと、近隣の市町に追随しなくても、町独自の上里町オリジナルのそういった施策も大事 じゃないかなというふうに考える。それと、この3万円という金額を提示したその根拠が不明 というか納得できないです。

ということで、私はこの2点について反対といたします。 以上です。

- ○議長(新井 實君) ほかに討論はございませんか。
 - 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) 私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

その一つとしましては、町内の飲食業の皆さん方、地域回りまして私、50年も60年も続いている老舗が全くお客が来なくなってしまった。これがこの5万円で、少ないか多いかということより、こういう人たちを支援していく、必要最小限度のお金を使って支援するのが町の役目だと思っているんです。もっと町が大きな規模で予算も持っていればもっと出せるのではないかと思います。ですから、私はこの商店の皆さんにも、多分議会やればもっと出せという意見もあると思うけれども、今の時点で町が絞って出したお金だというふうに理解していますからということで言うと、やはりそれについては、ああ、ありがとうと、こういう声が返ってきています。

ひどいときはお客なんか一人もいないと。普通だったら議員にかみついてくるんです。何とかしろと。こういう商店はおりませんでした、はっきり言って。これは我々も救われるんです。 文句を言われてしまうとどうにもやりようがないということなんですけれども、ここの商店の人たちの声は非常に5万円でも出してくれるのならもらいたいと。一銭も入らない、一人もお客が入らないということは一銭も入らない。だけれども、準備はしていると。こういうところに目をつけてもらったということについては、この辺の私が回った神保原の地区の商店の方は評価をしておりますので、この件については、ひとり親についても同じです。ひとり親のとこ ろにも電話しました。本当に支援していただけるものが少ないかもしれないけれども、そういう町の姿勢については私はとてもうれしく思いますと、こういう返答で今朝も電話が来ているんです。

そういうことを考えたときに、今後のためを思ってさらにこういうことについては進展をしていただきたいと、そういう立場から、私はこの町が出した案については全面賛成していきたいと思います。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第31号 令和2年度上里町一般会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。準備ができ次第再開しますので、議員さんはそのままお待ちください。 午後5時43分休憩

午後5時45分再開

○副議長(飯塚賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長(飯塚賢治君) 議長、新井實議員より、上里町議会議長の辞職願が提出されました。 お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(飯塚賢治君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

 \wedge

◎日程第10 上里町議会議長辞職許可について

○副議長(飯塚賢治君) 日程第10、上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、新井實議員の退席を求めます。

〔新井 實君退席〕

○副議長(飯塚賢治君) まず、事務局をして辞職願を朗読いたします。 事務局。

[事務局朗読]

○副議長(飯塚賢治君) お諮りいたします。 新井實議員の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(飯塚賢治君) 起立全員であります。

よって、新井實議員の議長辞職は許可されました。

この際、新井實議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔新井 實君復席〕

◎日程の追加

○副議長(飯塚賢治君) お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(飯塚賢治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第11 選挙第7号 上里町議会議長選挙について

○副議長(飯塚賢治君) 日程第11、選挙第7号 上里町議会議長選挙を行います。 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○副議長(飯塚賢治君) ただいまの出席議員は13名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番仲井静子議員、6番猪岡壽議員、7番齊藤崇議員を指名いたします。 投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長(飯塚賢治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(飯塚賢治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状はありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(飯塚賢治君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

○副議長(飯塚賢治君) 投票漏れはございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○副議長(飯塚賢治君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました5番仲井静子議員、6番猪岡壽議員、7番齊藤崇議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検作業〕

○副議長(飯塚賢治君) 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。 投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数12票、無効1票、

有効投票中、猪岡 壽議員 7票、

髙橋 仁議員 4票、

齊藤 崇議員 1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、猪岡壽議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場の出入口閉鎖解除]

○副議長(飯塚賢治君) ただいま議長に当選されました猪岡壽議員が議場におられますので、 会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました猪岡壽議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

[6番 猪岡 壽君発言]

○6番(猪岡 壽君) ただいまの議長選におきまして議長に当選いたしました猪岡壽でござ

います。とにかく私も2期目ということで今6年目なんですが、まだまだ分からないところがいっぱいありますが、皆様方にいろいろとお世話になり、御協力いただきながらこの議会を円滑に推進していきたいと思いますので、ひとつ御協力よろしくお願いいたします。

○副議長(飯塚賢治君) 暫時休憩いたします。準備ができ次第再開しますので、議員の皆さ んはそのままお待ちください。

午後6時2分休憩

午後6時3分再開

○議長(猪岡 壽君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(猪岡 壽君) 副議長、飯塚賢治議員より、上里町議会副議長の辞職願が提出されま した。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(猪岡 壽君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎日程第12 上里町議会副議長辞職許可について

○議長(猪岡 壽君) 日程第12、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、飯塚賢治議員の退席を求めます。

〔飯塚賢治君退席〕

○議長(猪岡 壽君) まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。 事務局。

[事務局朗読]

○議長(猪岡 壽君) お諮りいたします。

飯塚賢治議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(猪岡 壽君) 起立全員であります。

よって、飯塚賢治議員の副議長辞職は許可されました。

この際、飯塚賢治議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔飯塚賢治君復席〕

v

◎日程の追加

○議長(猪岡 壽君) お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(猪岡 壽君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第13 選挙第8号 上里町議会副議長選挙について

○議長(猪岡 壽君) 日程第13、選挙第8号 上里町議会副議長選挙を行います。 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○議長(猪岡 壽君) ただいまの出席議員は13名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番植井敏夫議員、10番高橋正行議員、11番納谷克俊議員を指名いたします。 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(猪岡 壽君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(猪岡 壽君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(猪岡 壽君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

[職員の点呼により投票]

○議長(猪岡 壽君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(猪岡 壽君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました9番植井敏夫議員、10番高橋正 行議員、11番納谷克俊議員の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検作業]

○議長(猪岡 壽君) 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。 投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数10票、無効3票、

有効投票中、黛浩之議員 7票、

仲井静子議員 2票、

髙橋茂雄議員 1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、黛浩之議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場の出入口閉鎖解除]

○議長(猪岡 壽君) ただいま副議長に当選されました黛浩之議員が議場におられますので、 会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました黛浩之議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

[1番 黛 浩之君発言]

○1番(黛 浩之君) 先ほどの選挙で副議長に任命されました黛でございます。1期目の3 年目なんですが、任命されたからには一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

○議長(猪岡 壽君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって令和2年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後6時19分閉会